

令和 4 年

第 9 回 農業委員会会議録

阿 蘇 市 農 業 委 員 会

令和4年 第9回 阿蘇市農業委員会会議録

1 開催日時 令和4年9月12日（月曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市北側別館大会議室

3 農業委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1 番 古閑 隆一	2 番 古澤 一雄	3 番 石本 健二	4 番 岩下 浩徳
5 番 井手 孝義	6 番 田代 純一	7 番 檜木 すみ子	8 番 竹原 真理子
9 番 山口 正孝	10 番 岩下 保男	11 番 知里口 香穂里	12 番 山内 市男
13 番 西村 豊治	14 番 田嶋 政隆	15 番 今村 光也	16 番 梅井 浩二
17 番 黒川 龍己	18 番 和田 敏喜	19 番 木村 広典	

4 農地利用最適化推進委員出席者（黒：出席、赤：欠席、青：出席依頼なし）

1 番 中村 秀政	2 番 市原 英一	3 番 今井 健一	4 番 佐藤 範一
5 番 五嶋 誠次	6 番 山本 利幸	7 番 藤井 博徳	8 番 河崎 利徳
9 番 永野 成男	10 番 白石 正明	11 番 竹原 忠信	12 番 古木 雄三
13 番 山中 健二	14 番 大友 浩喜	15 番 佐藤 弘明	16 番 室 恒和
17 番 園田 賢臣	18 番 高木 正明	19 番 江藤 則一	20 番 野上 勝喜
21 番 山本 眞一			

＊新型コロナウイルス感染防止のため、出席を求めています。

5 議事

- ・報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第30号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第32号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
- ・議案第33号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請について
- ・議案第34号 買受適格証明願いの審議について

6 農業委員会事務局出席者

事務局次長 上村文広 参事 佐藤克昭

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 18 名の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 9 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。 それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議 長 皆さん、こんにちは。農繁期のお忙しいところ総会に出席ありがとうございます。まだまだ暑さも続きますので農作業の際は、熱中症に注意されますようお願いです。また、先月の農地パトロールはお世話になりました。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 8 番委員お願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議 長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 3 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 2 件、第 4 条によるもの 2 件、第 5 条によるもの 3 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 2 件、利用権の設定 14 件、使用貸借権の設定 1 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名 5 件、買入協議を旨の通知の要請 1 件を議題とします。従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、17 番委員、18 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 9 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 9 号の 3 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 3 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議 長 報告第 9 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問がないようですので、以上で報告第 9 号を終わります。続きまして、議案第 30 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 2 件、4 条 2 件、5 条 3 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 30 号農地法第 3 条による許可申請の 2 件の譲受人は、農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 2 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

16番委員 順位1番の新規就農で約3反での提案ですが、作物については施設園芸ですか。

事務局 新規就農については、2反半以上の新規就農で、施設園芸のトマトですので議案として提出しました。

議長 他に質問はありませんか。
(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法3条2件は決定します。
つづきまして、第4条2件、第5条3件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第30号農地法第4条による、転用許可申請の2件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から2番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、本議案第30号農地法第5条による、転用許可申請の3件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から3番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 本日の現地調査班の方々は、大変お疲れ様でした。本日の現地調査班長を務めていただきました7番委員より、転用案件について説明をお願いします。

7番委員 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。 それでは、

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、JR市ノ川駅から東へ約1.6kmのところになります。申請面積は2,165㎡の敷地に、クヌギ420本の植林を計画するものです。農地区分は、農地の広がり10ha未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 4条順位2番を説明します。

申請地は、JR市ノ川駅から南東へ約900mのところになります。申請面積は902㎡の敷地に、農家住宅の建設を計画するものです。なお、申請人の夫は農地法の規定を知らず昭和52年ごろに農家住宅を建築しており、始末書が添付されております。農地区分は、農地の広がり10ha未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から北西へ、約1.2kmのところになります。申請面積は1,569㎡の敷地に、農業用倉庫と休憩所（建築面積828㎡）を計画するものです。なお、譲渡人の父が昭和51年9月に申請地の一部に許可を受け建物を建てましたが、その後、譲渡人が父が全部の敷地について許可を受けていたと思い込み平成元年に畜舎を建築しており、始末書が添付されております。農地区分は、農用地区域内農地ではありますが、農業振興地域整備計画における当該申請地について、農用地利用計画を農業用施設用地に変更しており、農業用倉庫及び休憩所は、農業の振興に資する施設として転用が可能となります。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から南西へ、約1kmのところになります。申請面積は31㎡の敷地に、店舗塀の増設を計画するものです。なお、申請人は平成3年7月頃店舗と隣接農地の間に境界ブロックを設置しましたが、塀の一部が越境していたことが判明したため当事者間で協議し今回の申請に至っており、始末書が添付されております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から南西へ、約1kmのところになります。事業面積は57,189㎡の敷地に、化学薬品製造工場の拡張（待機車両駐車場3,200㎡、進入路幅員10m・面積1,350㎡、緑地帯14,700㎡）を計画するもので、このうち転用申請面積は7,584㎡となっております。排水は雨水のみで、既存の隣接工場の雨水溝及び東側水路へ接続する計画で、区長の同意も得ております。農地区分は、阿蘇地域振興局から半径1km以内にある住宅率40%を超える第2種農地となります。代替地の検討を行った結果の計画になります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、すべての案件について許可相当と判断しております。

議長 ありがとうございました。地元農業委員さんから補足説明は、ございませんか。

（発言なし）

議長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。

何か質問はありませんか。

16番委員 5条順位3番について、緑地帯がかなり設けてありますが、法的に何か基準があるのですか。

事務局 基本的には開発行為を行う箇所については、それぞれ面積に応じて緑地帯を設ける必要があります。

16番委員 （わかりました）

議長 他に質問はありませんか。

13番委員 許可後に緑地帯に建物等を建てる場合は、どうなるのですか。

事務局 許可後といえども、開発行為上の緑地帯の%は守っていただくことになります。法的の基準が守られていれば、緑地に建物を建てるのは問題ありません。

13番委員 (わかりました)

議長 他に質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条、5条案件について、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、4条2件、5条3件は決定します。

これで議案第30号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議長 続いて議案第31号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第31号所有権移転の2件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から2番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 議案第31号の所有権移転について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので所有権移転2件は決定します。

議長 次に議案31号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第28号2番の利用権設定の14件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位14番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 議案第31号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので利用権設定14件は決定します。

議長 次に、議案31号3番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第31号3番の使用貸借権設定の1件については、農業経営基盤強化促

進法の要件を満たすものであります。

順位 1 番の、貸借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第 3 1 号 3 番の使用貸借権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 これで議案第 3 1 号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第 3 2 号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位 1 番から 5 番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位 1 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 5 番委員と 1 7 番委員にお願いしたいと思います。

順位 2 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 5 番委員と 1 7 番委員にお願いしたいと思います。

順位 3 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 4 番委員と農業委員 1 3 番委員にお願いしたいと思います。

順位 4 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 4 番委員と農業委員 1 3 番委員にお願いしたいと思います。

順位 5 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 4 番委員と農業委員 1 3 番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案 3 2 号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 3 2 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 3 2 号は原案のとおり決定します。

次に、議案 3 3 号の農業経営基盤強化促進法第 1 6 条第 1 条の規定による買入協議を行う旨の通知の要請について事務局より説明願います。

事務局 順位 1 番の、申出人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積、調整年月日等につきましては議案書のとおりとなっています。

あっせんが不調に終わった案件を、今回阿蘇市長に対し農地法第 1 6 条第 2 項の規定により申し出者への通知をするよう要請するものです。

議 長 事務局をお願いします。再度詳細について説明願います。

事務局 農業公社に申し入れたあっせんが不調に終わった案件を、申出者が阿蘇市長

へ再度買入協議を行うことを要請するものです。

議 長 ありがとうございます。議案３３号について何か質問はありませんか。

３番委員 台帳地目が山林ということですが、どういうことですか。

事務局 ４番目の登記地目は、山林になっておりますが現況は田となっておりますが、この場所については、登記地目山林の土地を開田して田にした土地になりますが、国土調査の時点で普通は山林から田に変わるのですが、その時に変わっていきなく現在に至ったものと推察されます。現在、申し出者の方が地目変更の手続きを行っております。

３番委員 (わかりました)

議 長 他に質問は、ありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案３３号の案件に原案のとおり要請することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第３３号は原案のとおり決定します。

続きまして、議案第３４号の買受適格証明願いの審議について事務局より説明願います。

事務局 順位１番の、申出人、土地の表示、地目、面積、申請理由等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 質問は、ありませんか。

１６番委員 耕作目的と転用目的とありますが、それぞれ総会で審議して競売を行うと思うのですが、競売では最高額を入札した人が落札するのですか。

事務局 競売ですので、最高額を入札した方が落札者になります。農業委員会では申出人が、入札に参加できる資格者かどうかを審議するものです。

なお、競売が控えておりますので、資格証明願いが何件あった等については守秘義務でお願いします。

１６番委員 (わかりました)

議 長 他に質問は、ありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案３４号の案件に原案のとおり要請することに賛成の方は挙手願います。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第９回総会を閉会いたします。